

国土交通省サマージョブ 2025 の参加に係る遵守事項等

1. 実習中の遵守事項

- (1) 国土交通省サマージョブ 2025（以下「サマージョブ」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）は、サマージョブ参加期間中、公務の適正な遂行を妨げないように行動するものとする。
- (2) 参加者がサマージョブ参加期間中に公務の適正な遂行を妨げるような行為その他不都合な行為を行った場合、国土交通省は当該参加者のサマージョブへの参加を打ち切ることができるものとする。
- (3) 参加者は、サマージョブ参加期間中は、これに専念するものとし、サマージョブの進行に支障が生じないように、登庁するものとする。
- (4) 参加者は、サマージョブを欠席しようとする場合は、事前に国土交通省担当職員に申し出るものとし、担当職員からの指示に従うものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに担当職員に連絡するものとする。
- (5) 参加者は、サマージョブ参加期間中、国土交通省担当職員の指導・監督等に従わなければならない。
- (6) 参加者は、サマージョブ参加期間中に知り得た秘密について、サマージョブ参加中及び参加終了後においても部外者（所属大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- (7) 国土交通省は、上記（2）に該当する場合のほか、参加者が遵守事項等に従わないときはサマージョブへの参加を打ち切ることができるものとする。

2. サマージョブ期間中の事故等

- (1) 参加者は、所属大学等の指定する賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。
- (2) 参加者が国土交通省又は第三者に損害を与えた場合は、参加者の加入する賠償責任保険により補償する。
- (3) 参加者がサマージョブ参加期間中の事故により傷害を負った場合は、参加者の加入する傷害保険により補償する。なお、参加者は当該保険の保険金の範囲内で国土交通省に対する求償権を放棄する。

3. 経費負担等

- (1) 国土交通省は、参加者に対して、手当及び参加経費（交通費、滞在費、食費、保険料等）を支給しない。
- (2) サマージョブへの参加経費は、参加者が負担するものとする。

4. 実習の成果

参加者は、サマージョブの成果を論文等により外部に発表する場合には、事前に国土交通省の承認を得なければならないものとする。

以上